

補助対象			利用者支援 (補助限度額)	第1子支援 多子世帯支援 (補助限度額)
認証保育所、家庭的保育事業、認可外保育施設(公立を除く)	0歳児から2歳児まで	住民税課税世帯	27,000円	40,000円
		住民税非課税世帯	第1子 25,000円 第2子以降 —	—
		3歳児から5歳児まで	第1子 30,000円 第2子以降 —	25,000円
	3歳児から5歳児まで	第1子 30,000円 第2子以降 —	—	—
		第1子 30,000円 第2子以降 —	—	30,000円
認可外保育施設(公立)	0歳児から2歳児まで	住民税課税世帯	—	20,000円
ベビーシッターカード支援事業	0歳児から2歳児まで	住民税課税世帯	—	33,000円

備考 子どもが2人以上いる世帯で、最年長者を「第1子」、最年長者から順に数えて2人目以降を「第2子以降」とする。